退職金専用定期預金

	2025年3月28日現在
商品名	退職金専用定期預金
本商品の主旨	大切な退職金を受給されたお客様の資産運用のお手伝いをするものです。
	・退職金お受け取りから1年以内の個人の方。
版売対象	・退職金預入および当金庫に年金振込予約いただける方(既に当金庫年金予約済みの方を含みます)。
がいたが多	・当金庫ライフサポート担当によるライフプラン等の無料相談を受けていただける方。
	・他金融機関にて退職金をお受け取りの方も対象となります。
ご利用について	・本商品へのお預け入れは、退職者ご本人名義で1回1契約に限らせていただきます。
確認資料	・確認できる資料を持参いただきます。(退職金受取口座の預金通帳、退職所得の源泉徴収票等、退職金を確認できるもの。)
 預入期間	3ヶ月
1月八州间	・自動継続(元金継続または元利金継続)となります。但し、自動継続後の利率は、継続日における店頭表示金利となり ます。
預 入	
(1)預入方法	•一括預入
(2)預入金額	300万円以上2,000万円以下
(=/)>(= 1)	※但し、お一人様最高2,000万円または退職金受取額のいずれか低い金額を上限とします。
(3)預入単位	·1円単位
	証書式であり、お預け入れ金額300万円以上1,000万円未満の場合はスーパー定期300(単利型)の商品基準となり、
種 類	お預け入れ金額1,000万円以上2,000万円以下の場合は大口定期の商品基準にてお取り扱いします。
利 息	
(1)適用金利	年 1.00%となります。
	・自動継続後の利率は、継続日における次の店頭表示の利率を適用します。
	(預入1,000万円未満の場合は店頭表示スーパー定期300の利率)
	(預入1,000万円以上2,000万円以下の場合は店頭表示大口定期の利率)
(2)利払方法	・満期日以後に一括してお支払いします。
(3)計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算
T14 A	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(但し、マル優利用の場合は除きます。)
税 金	※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%
+ = + :+	(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
払戻方法 付加できる特約事項	・満期日以後に一括して払戻します。 デギいません
刊加できる特利事項	・ございません。 ・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算
中途解約時の	した期限前解約利息とともに次の通り支払います。
取扱い	・お預入3ヶ月未満の場合は解約日の普通預金利率
金利情報の	・金利は当庫ホームページをご覧いただくか、窓口へお問い合わせください。
入手方法	並がは当体が、コープとと見いただが、心面でのからいではなっている。
7 () 73 72	 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時~17時、
	電話:0120-964-522)にお申し出ください。
	紛争解決措置 富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京
苦情処理措置• 紛争解決措置	弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ること
	も可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」 (9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接
	お申し立てていただくことも可能です。
	富山県弁護士会紛争解決センター(電話:076-421-4811)
	金沢弁護士会紛争解決センター(電話:076-221-0242)
	福井弁護士会紛争解決センター(電話:0766-23-5255)
	東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031)
	第一東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3595-8588)
	第二東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-2249) 尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、
	①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システ
	ム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地区の弁護士会に紛争を移管
	し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」
	もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
	・定期性総合口座への担保(組み入れ)のお取扱いはできません。
その他参考	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
となる事項	・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に
	複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)